

第34回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年5月25日（木曜日）
午前10時30分
受付開始 午前9時30分

場所 埼玉県秩父市大宮5911番地 1
ナチュラルファームシティ 農園ホテル
1階 花梨の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

株式会社 グラファイトデザイン

証券コード：7847



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7847/>



2023年5月2日

株 主 各 位

埼玉県秩父市太田2474番地1

株式会社グラフィトデザイン

代表取締役社長 山 田 拓 郎

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.gd-inc.co.jp/ir/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、「株式について」「株主総会」「第34回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7847/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2023年5月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月25日(木曜日)午前10時30分(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 埼玉県秩父市大宮5911番地1
ナチュラルファームシティ 農園ホテル1階 花梨の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 第34期(2022年3月1日から2023年2月28日まで)
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- (3) 書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

① 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な営業所及び工場
- ・ 従業員の状況
- ・ 主要な借入先の状況
- ・ その他会社の現況に関する重要な事項
- ・ 株式に関する事項
- ・ 新株予約権等に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

② 定時株主総会における新型コロナウイルス予防対策対応のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更にともない、本株主総会にご出席される株主様には、以下のことにつきましてご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご来場株主様の感染防止策としてのマスク着用につきましては、株主様個人のご判断とさせていただきます。なお、発熱、咳等の症状がある方は来場をお控えくださいますようお願いいたします。

株主総会開催日現在の状況によっては会場受付にてマスクの着用、手指等のアルコール消毒をお願いする場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

※今後の状況に応じて、やむを得ず開催場所や開催時間などが変更となる可能性がございます。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご出席を予定されている株主の皆様は、予め当社ウェブサイトで情報をご確認いただきますようお願いいたします。

〈当社ウェブサイトURL〉

<https://www.gd-inc.co.jp/ir/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年5月25日（木曜日）
午前10時30分
（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年5月24日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年5月24日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数	XX股
議決権の数	XX股

1. _____
2. _____

見本
ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXXX

○○○○○○○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号、第4号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

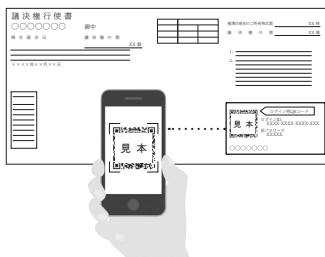
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

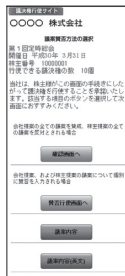
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



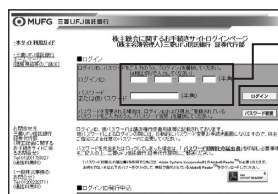
再行使する場合もQRコードをご利用いただけます

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

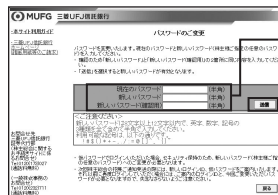
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第34期の期末配当をいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金 銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき40円(うち、普通配当10円・特別配当30円)

配当総額 258,658,120円

なお、中間配当金として1株につき10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金50円(うち、普通配当20円・特別配当30円)となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年5月26日

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

たかす
高須

じゅん
淳

(1960年8月5日生)

新任

[略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）]

1984年4月	ブリヂストンスポーツ株式会社 社入社	2018年5月	当社取締役営業部部長
2003年5月	ブリヂストンスポーツ株式会社 販売促進部 販売企画 第1グループグループマネ ージャー（課長）	2021年4月	当社取締役営業部本部長
		2022年4月	当社取締役営業本部本部長 （現任）
2014年3月	当社入社 営業本部第2部部長		

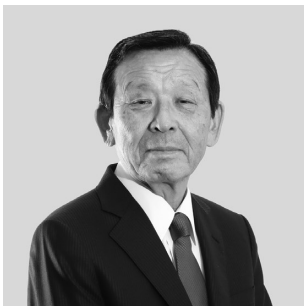
所有する当社の株式数

3,100株

現在、当社の取締役であります。本総会終結の時をもって退任いたします。

選任理由

高須淳氏は、長年にわたり営業職に従事し豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の事業全般の業績向上にも十分な役割を果たしております。今後は取締役時の経験を活かし、当社の経営及び業務執行の監査を担っていただきたいと考え、監査役候補者といたしました。



候補者番号

2

町田 政行 (1946年2月10日生)

再任

〔略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）〕

1964年4月	関東信越国税局任官	2011年5月	当社社外監査役就任（現任）
2005年7月	行田税務署長退任		
2005年8月	税理士登録		
	町田政行税理士事務所開設 （現任）		

現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

所有する当社の株式数
11,500株

選任理由

町田政行氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



候補者番号

3

大橋 一生 (1954年6月9日生)

再任

〔略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）〕

1980年4月	監査法人中央会計事務所 （のち中央青山監査法人・ みずぎ監査法人）入所	2016年7月	大橋一生公認会計士事務所 開設（現任）
1983年3月	公認会計士登録	2017年6月	株式会社サンリオ 社外監査役（現任）
1993年8月	同法人社員（パートナー）	2019年5月	当社社外監査役就任 （現任）
1998年8月	同法人代表社員 （シニアパートナー）	2019年6月	株式会社サマンサタバサジ ャパンリミテッド社外監査 役（現任）
2006年7月	新日本有限責任監査法人入 所 同法人代表社員 （現EY新日本有限責任 監査法人） （シニアパートナー）		

現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

〔重要な兼職の状況〕

株式会社サンリオ社外監査役

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外監査役

選任理由

大橋一生氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的知識と豊富な監査経験を有しており、公正中立的な第三者立場から客観的に監査役としての役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により監査役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をうけた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。監査役候補者が監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- ① 被保険者の範囲
取締役及び監査役
- ② 保険契約の内容の概要
取締役及び監査役が、その地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補する。
3. 町田政行氏、大橋一生氏は、社外監査役候補者であります。
4. 監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第42条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を監査役と締結することができる旨定めております。
現在町田政行氏、大橋一生氏と締結しており、両氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。
また、当社は、高須淳氏の選任が承認され就任した場合には、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、町田政行氏、大橋一生氏の再任が承認された場合には、両氏を東京証券取引所の定めに基づき、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 役員等選任指名
- ① 監査役候補者の指名に係る選定基準
当社の監査役候補者は、下記の基準を充足するものを指名する。
ア. 優れた人格・見識を有し、経営感覚等に優れ、諸問題に精通していること。
イ. 全社的な見地で、客観的に分析・判断する能力がある者。
ウ. 全社的な見地で、自らの意見を申し述べるができること。
エ. 会社法第335条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しないこと。
- ② 選任手続
ア. 監査役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する監査役候補者は、代表取締役が上記の基準に基づき推薦し、監査役会の同意を得たうえで提案する。
イ. 監査役の選任は、株主総会への選任議案提出に対する監査役会の同意を得て、取締役会にて審議のうえ決定される。

7. 社外役員候補者の資格及び選定基準

① 社外監査役選定基準

以下の各号に定める条件を満たす者

- ア. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、法律・会計・企業経営等の分野において専門的知識と経験を有している者。なお、性別、国籍は問わない。
- イ. 会社法第335条で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しない者
- ウ. 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者

② 独立性の基準

社外取締役または社外監査役の独立性基準を以下に定め、いずれの事項にも該当しない者については、独立性が認められる者として判断します。

但し、この独立性判断基準を形式的に充足している場合においても、具体的な状況に鑑み、実質的に独立性がないと判断することは防げられないものとします。

- ア. 当社の業務執行者または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間）において当社の業務執行者であった者
- イ. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ウ. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- エ. 当社から役員報酬以外に、その者の直近事業年度において1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から5,000万円以上を得ている団体に所属する者）
- オ. 当社が借入れを行っている主要な金融機関の業務執行者
- カ. 当社の主要株主または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- キ. 当社が主要株主である会社の業務執行者
- ク. 過去3年間において上記イ. からキ. に該当していた者

【参考資料】

株主総会後の監査役のスキルマトリクス(予定)

(注)本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の監査役のスキルマトリクスは以下のとおりとなります。

氏名	企業経営 (当社以外の 経営も含む)	マーケティング 業界の知見	財務・法律の 専門性を有す る	製造・研究 開発	ガバナンス
高須 淳	●	●		●	●
町田 政行	●		●		●
大橋 一生			●		●

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役高須 淳氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
高 須 淳	2018年5月 当社取締役（現任）

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役今村健造氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
今 村 健 造	2019年5月 当社常勤監査役（現任）

以上

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が緩やかに改善し、政府の感染対策についても緩和されることから、経済活動は持ち直し正常化に向かう一方、急激な為替変動やロシア・ウクライナ情勢を背景としたグローバルサプライチェーンの混乱等から資源価格の上昇の影響もあり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

こうした外的環境ではありますが、ゴルフ業界につきましては、密を避けたレジャーとして国内外ともに高い需要が継続し、市場全体が好調に推移いたしました。当社も各ゴルフショップからの直販受注、並びに各クラブメーカーからのカスタム受注を順調に獲得し、生産能力の強化、安定供給に努めたことにより通期売上高を伸長することができました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高3,551,282千円(前期比6.6%増)、営業利益は770,919千円(前期比9.5%増)、経常利益は895,055千円(前期比18.2%増)、当期純利益は614,783千円(前期比19.1%増)となりました。

主要セグメントについては下記のとおりであります。

当社は、スポーツ用品関係の専門メーカーとして、ゴルフシャフト等製造販売及びゴルフクラブ組立加工事業を行っております。

従って、経営の多角化を示すような事業の種類がないため、記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社設備投資等の総額は、275,626千円(車両運搬具は除く)であります。その主な内訳は、ゴルフシャフト等製造販売事業に係る24,260千円及び本社建物新築等に係る251,366千円であります。

(3) 資金調達の様況

特記すべき該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

特記すべき該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの様況

特記すべき該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

特記すべき該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

特記すべき該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の様況の推移

当社の財産及び損益の様況の推移

区 分	第31期 2020年2月期	第32期 2021年2月期	第33期 2022年2月期	第34期 (当事業年度) 2023年2月期
売上高	2,542,914千円	2,604,225千円	3,332,897千円	3,551,282千円
経常利益	60,857千円	195,705千円	757,325千円	895,055千円
当期純利益	45,330千円	126,604千円	516,322千円	614,783千円
1株当たり当期純利益	7円02銭	19円58銭	79円85銭	95円07銭
総資産	5,309,089千円	5,498,956千円	6,019,191千円	6,442,269千円
純資産	4,368,093千円	4,366,221千円	4,756,196千円	5,085,687千円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当事業年度末日現在、当社には子会社はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

① 経営に関する事項

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株等の影響により収束時期が見通せない状況の中、先行き不透明な状況が続いております。

このことから当社は以下の課題に対し優先的かつ重点的に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に備えるため、資金調達については継続して取引金融機関と協議を行ってまいります。

ア. 事業基盤の強化と拡充

当社は、主力製品であるゴルフシャフト製造販売において日本市場及び海外市場向けの各メーカー製品のコンセプトに合った製品提供を図ることを基本としております。

ゴルフシャフト製造販売については、安定した受注獲得の強化と生産効率の向上に努め、高付加価値により収益の向上を目指すよう取り組んでおります。

イ. 多角化事業基盤の強化等

当社は、ゴルフシャフト製造販売が主力であり、売上高及び利益ともに大部分を占めております。そのため、第2の事業基盤の確立が課題だと認識しております。このことから、炭素繊維積層技術を活かし、コンポジット関連製品のコンセプトを活かした製品造りを繰り返しながら着実に事業化できるよう努めております。

② 剰余金の配当等について

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めておりますが、「1. 会社の現況に関する事項（1）事業の経過及びその成果」にも記載しておりますとおり、当社を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。当事業年度につきましては、普通配当10円に特別配当30円を加えた1株あたり40円の期末配当とさせて頂きたいと存じます。

また、内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、更には、グローバル戦略の展開を図るために有効投資し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させて頂きたいと考えております。

上記の株主還元方針に基づき、2024年2月期から2025年2月期の配当につきましては、下記のとおりとさせていただきます。

- ① 普通配当20円をベース配当とする。
- ② 特別配当を業績に応じて普通配当に加算する。
- ③ 特別配当の決定は第3四半期決算後とする。
- ④ 配当性向40%前後を目安とする。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	山 田 拓 郎	
取 締 役 副 社 長 (代 表 取 締 役)	木 本 裕 二	企 画 本 部 本 部 長
専 務 取 締 役	松 田 喜 良	開 発 部 部 長
常 務 取 締 役	窪 田 悟	管 理 部 部 長 兼 内 部 監 査 ・ 内 部 統 制 室 室 長
取 締 役	松 本 敬 三	製 造 部 部 長 兼 品 質 管 理 室 室 長
取 締 役	高 須 淳	営 業 本 部 本 部 長
取 締 役	和 田 壮 司	公 認 会 計 士 株 式 会 社 日 本 財 産 コ ン サ ル タ ン ツ 代 表 取 締 役 株 式 会 社 a u d i e n c e 代 表 取 締 役 税 理 士 法 人 a u d i e n c e 代 表 社 員 株 式 会 社 S a v e M e d i c a l 社 外 監 査 役
取 締 役	徳 山 秀 明	公 認 会 計 士 株 式 会 社 ア ー バ ネ ッ ト コ ー ポ レ ー シ ョ ン 社 外 監 査 役
常 勤 監 査 役	今 村 健 造	
監 査 役	町 田 政 行	税 理 士
監 査 役	大 橋 一 生	公 認 会 計 士 株 式 会 社 サ ン リ オ 社 外 監 査 役 株 式 会 社 サ マ ン サ タ バ サ ジ ャ ン リ ミ テ ッ ド 社 外 監 査 役

- (注) 1. 取締役和田壮司氏及び取締役徳山秀明氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役町田政行氏及び監査役大橋一生氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役町田政行氏は税理士として、監査役大橋一生氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 独立役員

当社は、取締役和田壮司氏、取締役徳山秀明氏、監査役町田政行氏及び監査役大橋一生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社の定款においては、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、当社は取締役和田壮司氏、取締役徳山秀明氏、監査役今村健造氏、監査役町田政行氏及び監査役大橋一生氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

(5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「D&O保険」という）を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

取締役及び監査役が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	対象となる役員の数	報酬の総額	基本報酬額	賞与額	株式報酬額	退職慰勞引当金繰入額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	176,374千円 (5,510千円)	131,370千円 (5,100千円)	20,460千円 (－)	4,103千円 (70千円)	20,440千円 (340千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	7,344千円 (2,653千円)	6,600千円 (2,400千円)	－ (－)	234千円 (93千円)	510千円 (160千円)
合計 (うち社外役員)	11名 (4名)	183,718千円 (8,164千円)	137,970千円 (7,500千円)	20,460千円 (－)	4,338千円 (164千円)	20,950千円 (500千円)

(注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の譲渡制限付株式報酬に係る報酬等の総額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。

3. 取締役の報酬限度額は、2001年5月25日開催の第12回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（社外取締役はおりません）です。

4. 監査役の報酬限度額は、2001年5月25日開催の第12回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

5. 当社は、2019年5月29日開催の第30回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は取締役にに対し年額50,000千円以内（うち社外取締役分年額3,000千円以内）、監査役に対し3,000千円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は3名です。

6. 取締役及び監査役の報酬等決定に関する概要

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬は、基本報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬及び役員退職慰労金で構成されております。

ア. 基本報酬

役員報酬規程に基づき役位別に標準報酬を定め、役位の職務評価をすることによって妥当な水準で設定し、取締役会において各人別の報酬額を決定することとしております。また、経営責任の明確化のため、業績の大幅な下降、また、不祥事が発生した際には減額を行います。

イ. 役員賞与

業績目標である営業利益等の指標を基に、業績及び経営への寄与等を勘案しながら、代表取締役2名が支給対象額を提示し、出席取締役・監査役のもと取締役会議案に上程し取締役会の決議により決定しております。

ウ. 譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式（以下、「本株式」という。）を交付します。各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の決議により決定いたします。

a. 譲渡制限期間

対象取締役は、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）と定めます。

b. 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本株式を当然に無償で取得します。

c. 譲渡制限の解除

上記a.の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が当社取締役会で別途定める期間、継続して当社又は当社の子会社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、上記b.に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記b.に定める地位を喪失した場合には、当該喪失の直後をもって、対象取締役が保有する本株式の全部につき、本譲渡制限を解除するものとします。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得します。

d. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は本株式を無償で取得します。

e. その他の事項

その他の事項は、当社の取締役会において定めます。

エ. 役員退職慰労金

役員退職慰労金規程に基づき支給額の算定を行っており、株主総会における慰労金贈呈議案の承認を得て、取締役会の決議により、具体的金額、贈呈の時期、方法等を決定しております。

- ③ 監査役報酬は、基本報酬、譲渡制限付株式報酬及び役員退職慰労金で構成されております。

ア. 基本報酬

常勤監査役が役員報酬規程を基に算出し、監査役の協議により決定しております。

イ. 譲渡制限付株式報酬

監査役に株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式（以下、「本株式」という。）を交付します。各対象監査役への具体的な配分については、監査役の協議により決定いたします。

a. 譲渡制限期間

対象監査役は、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）と定めます。

b. 退任時の取扱い

対象監査役が譲渡制限期間を満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本株式を当然に無償で取得します。

c. 譲渡制限の解除

上記a.の定めにかかわらず、当社は、対象監査役が別途定める期間、継続して当社又は当社の子会社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象監査役が、上記b.に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記b.に定める地位を喪失した場合には、当該喪失の直後をもって、対象監査役が保有する本株式の全部につき、本譲渡制限を解除するものとします。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得します。

d. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は本株式を無償で取得します。

ウ. 役員退職慰労金

役員退職慰労金規程に基づき支給額の算定を行っており、株主総会における慰労金贈呈議案の承認を得て、監査役の協議により、具体的金額、贈呈の時期、方法等を決定しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は役員報酬等について委員会は設置していませんが、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針については、基礎資料として常務取締役が役員報酬規程に則り作成し、代表取締役2名がこの基礎資料を基に各取締役の役職、職責、在任期間等を総合的に勘案作成し、取締役会で協議し、監査役の提言も十分に尊重し、最終的に取締役会で個人別の報酬等を議案上程し決議決定しております。

監査役の報酬等に関しては、役員報酬規程を踏まえて、取締役及び取締役会の監督責任負担への対価として十分かつ適正な水準を監査役会にて協議し、各個人別の報酬額を決定しております。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

社外取締役和田壮司氏は、株式会社日本財産コンサルタンツの代表取締役、株式会社audienceの代表取締役、税理士法人audienceの代表社員及び株式会社Save Medicalの社外監査役であります。当社と株式会社日本財産コンサルタンツ、株式会社audience、税理士法人audience及び株式会社Save Medicalとの間には特別な利害関係はありません。

社外取締役徳山秀明氏は、株式会社アーバネットコーポレーションの社外監査役であります。当社と株式会社アーバネットコーポレーションの間には特別な利害関係はありません。

社外監査役大橋一生氏は、株式会社サンリオ及び株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの社外監査役であります。当社と株式会社サンリオ及び株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	和田 壮司	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。	主に、会社経営者の立場及び公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	徳山 秀明	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。	主に、公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	町田 政行	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。	税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査体制の強化に資する提言を行っております。
社外監査役	大橋 一生	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。	公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査体制の強化に資する提言を行っております。

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) 1. ①は公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(8) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		5,139,542	流 動 負 債		959,869
現 金 及 び 預 金		3,814,929	買 掛 金		268,794
受 取 手 形		8,383	短 期 借 入 金		382,835
電 子 記 録 債 権		195,389	未 払 金		33,612
売 掛 金		543,051	未 払 費 用		30,889
商 品 及 び 製 品		259,298	未 払 法 人 税 等		183,696
仕 掛 品		159,719	預 り 金		5,089
原 材 料 及 び 貯 蔵 品		104,754	賞 与 引 当 金		53,715
前 払 費 用		5,034	そ の 他		1,236
短 期 貸 付 金		701	固 定 負 債		396,712
未 収 消 費 税 等		39,323	退 職 給 付 引 当 金		84,928
そ の 他		9,699	役 員 退 職 慰 労 引 当 金		221,816
貸 倒 引 当 金		△741	資 産 除 去 債 務		89,967
固 定 資 産		1,302,727	負 債 合 計		1,356,582
有 形 固 定 資 産		1,016,433	純 資 産 の 部		
建 物		555,755	株 主 資 本		5,076,077
構 築 物		50,968	資 本 金		589,612
機 械 装 置		65,517	資 本 剰 余 金		582,653
車 両 運 搬 具		28,493	資 本 準 備 金		582,653
工 具 器 具 備 品		73,596	利 益 剰 余 金		4,327,316
土 地		208,671	利 益 準 備 金		39,351
建 設 仮 勘 定		33,430	そ の 他 利 益 剰 余 金		4,287,965
無 形 固 定 資 産		30,973	別 途 積 立 金		1,700,000
ソ フ ト ウ ェ ア		20,395	繰 越 利 益 剰 余 金		2,587,965
商 標 権		8,294	自 己 株 式		△423,504
そ の 他		2,283	評 価 ・ 換 算 差 額 等		9,609
投 資 そ の 他 の 資 産		255,320	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		9,609
投 資 有 価 証 券		33,151	純 資 産 合 計		5,085,687
保 険 積 立 金		97,619	負 債 ・ 純 資 産 合 計		6,442,269
会 員 権		13,201			
繰 延 税 金 資 産		108,571			
そ の 他		2,777			
資 産 合 計		6,442,269			

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,551,282
売 上 原 価		1,619,920
売 上 総 利 益		1,931,361
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,160,442
営 業 利 益		770,919
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,456	
為 替 差 益	116,373	
受 取 奨 励 金	4,428	
雑 収 入	3,490	126,749
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,581	
雑 損 失	31	2,613
経 常 利 益		895,055
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,556	
保 険 解 約 返 戻 金	6,301	7,858
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	168	168
税 引 前 当 期 純 利 益		902,745
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	297,002	
法 人 税 等 調 整 額	△9,040	287,961
当 期 純 利 益		614,783

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年4月12日

株式会社グラフィイトデザイン
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 寺 田 聡 司
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 宮 之 原 大 輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グラフィイトデザインの2022年3月1日から2023年2月28日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月14日

株式会社グラフィートデザイン監査役会

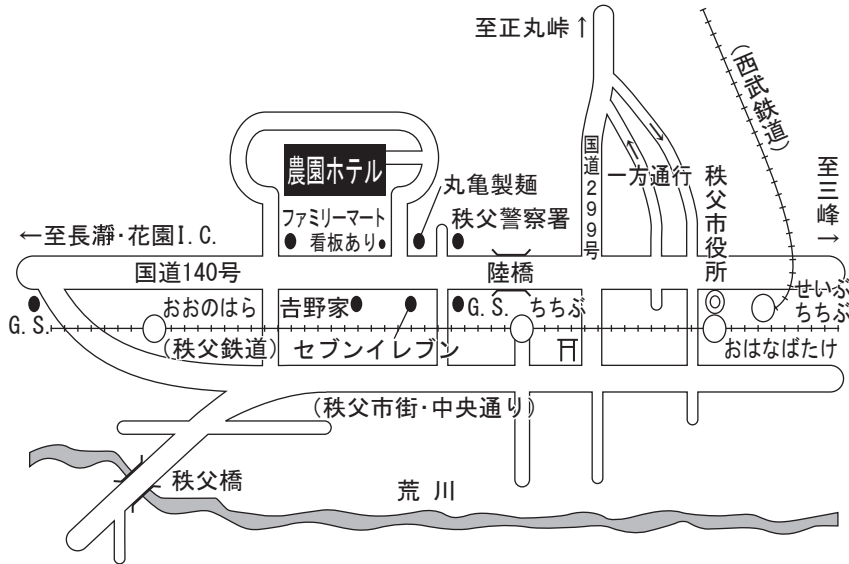
常勤監査役 今村 健造 ㊟
監査役 町田 政行 ㊟
監査役 大橋 一生 ㊟

(注) 監査役町田政行及び大橋一生の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県秩父市大宮5911番地1
ナチュラルファームシティ 農園ホテル1階 花梨の間
電話 0494-22-2000

開催日時 2023年5月25日(木曜日) 午前10時30分(受付開始 午前9時30分)



交通 ■電車

池袋－(西武鉄道)－所沢－飯能－西武秩父(終点)

熊谷－(秩父鉄道)－秩父

※当日は、西武秩父駅から秩父駅を経由する送迎車を運行いたしますので
ご利用ください。

西武秩父駅 午前10時00分発



秩父鉄道秩父駅 午前10時10分発

■タクシー

西武秩父駅より7分

秩父鉄道秩父駅より5分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

